

令和3年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	460	安心して子育てができ、子ども・若者が夢や希望をもてるまちをつくる
施策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる
施策の目標	虐待の発生を予防するための支援の強化、関係機関による支援体制の確立など、まち全体での虐待防止の環境が整っています。また、困難を抱えた子どもと家庭への支援体制が充実することで、次代を担う子ども・若者たちが、安心して健やかに成長しています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「児童虐待を疑ったときの通報先を知っている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	26.7				37.0					
実績	26.7				25.3					
指標名	「子どもに必要な支援が行き届いている」と思う区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	45.5				50.0					
実績	45.5				58.6					

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移(千円)	
<p>○平成28年の児童福祉法改正(平成29年4月施行)に伴い、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、同協議会の調整機関に専門職を配置し、必要な研修を受講させることとなった。さらに、特別区にも児童相談所の設置が可能となり、人材育成と人材確保が重要な課題となっている。</p> <p>○問題を抱える子どもとその家庭を支援していくためには、地域の力が欠かせず、地域のNPOやボランティア団体等の活動を促進するための支援を充実し、連携・協働を進めることが重要である。</p>	H30	887,820
	R1	1,082,878
	R2	823,076

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
A	5年前から区の新規受理件数は増加傾向にある。令和元年10月から開始した児相からの送致も含め近隣住民や在籍先からの通告が毎年一定数あることから、地域での見守り体制が充実してきている。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
○児童福祉法の改正に伴う児童相談所の区移管に向けて、専門性を有した職員の人材確保と人材育成が必要不可欠である。また、児童相談所の施設建設を含めた子育て支援総合センターの機能の充実を図る必要がある。	
【今後の具体的な方針】	
○職員の人材育成を継続的に行い、積極的な研修の受講や専門職からの指導・助言を受け、児童虐待対応力の向上を図る。	
○専門性を有した職員の採用及び配置計画を担当部署と調整していく必要がある。	
○児童虐待防止リーフレット等を作成し、子ども本人から相談できるよう相談窓口の普及啓発を図る。	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
				評価対象年度		
1	児童虐待対応強化事業	11,946	44,139	56,085	—	改善・見直し
					734	令和2年度
2	養育支援訪問事業	1,098	8,821	9,919	91	改善・見直し
					182	令和2年度
3	要保護児童対策地域協議 会運営経費	2,719	35,287	38,006	—	改善・見直し
					—	令和2年度
4	ひとり親家庭の医療費の助 成	65,230	8,822	74,052	—	現状維持
					1,997	令和2年度
5	(特別)児童扶養手当支給事 務	741,556	35,345	776,901	—	現状維持
					【児童扶養手当】 1,419 【特別児童扶養手当】 173	令和2年度
6	児童相談所開設に向けた 段階的な体制整備事業	527	17,644	18,171	—	現状維持
					—	令和2年度

令和3年度 事務事業評価シート

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる	部内優先順位
事 業 名	児童虐待対応強化事業		1
目 的	従来からの要保護・要支援家庭に対する継続支援を充実させ、迅速に対応するため、「子ども家庭相談システム」を活用し、子ども及び保護者への迅速な対応につなげる。児童相談所の区への移管を見据え、専門知識を持つ職員を育成し、子育て支援総合センターの体制強化を図っていく。		主管課・係（担当）
			子育て支援総合センター 5630-6351
対 象 者	要保護・要支援家庭		
根 拠 法 令	墨田区子育て支援総合センター条例、墨田区子育て支援総合センター条例施行規則、東京都子ども家庭支援センター事業実施要綱、墨田区要保護児童対策地域協議会設置要綱		
関 連 計 画	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律等		
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 主査2、常勤8、非常勤6
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度「子ども家庭相談システム」の導入 ・児童虐待対応強化のための専門相談員の配置 		
経 過	開始年度	平成26年度	終了予定
	平成26年度 子ども家庭相談システム導入 平成28年度 児童虐待実態調査実施、児童虐待対応専門員1名（児童相談所OB）採用 平成30年度 児童虐待対応専門員（児童相談所OB）2名に増員 令和元年度 要支援家庭を対象としたショートステイ事業開始		
議 会 質 問 の 状 況	Q:①コロナ禍での虐待リスクの高い家への訪問等、対応状況はどうなっているか ②虐待再発防止、各虐待に関する機関連携はどうしているか A:①電話・訪問等による定期的な状況確認を週1回程度行うこととしている。在籍先がある場合は各所属で実施されており、それ以外については子育て支援総合センターまたは他の支援機関が行っている。 ②区子育て支援総合センター内のシステムにより、職員間で情報共有及び保護所等からの家庭復帰前は関係機関で個別ケース検討会議を開催し、役割分担をすることで再発防止を図っている。		
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		4,543	2,142	4,814	14,446	12,581	12,721
A.決算額（令和3年度は見込み）		4,438	2,033	4,543	13,232	11,946	12,721
財 源	国	680	714	714	2,307	4,081	4,497
	都	680	714	714	6,348	4,363	4,363
	その他						
一般財源		3,078	605	3,115	4,577	3,502	3,861
執行率（%）		97.7%	94.9%	94.4%	91.6%	95.0%	100.0%
B.人コスト				49,217	48,059	44,139	
総事業決算額（A+B）		4,438	2,033	53,760	61,291	56,085	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討会議弁護士謝礼 ・要支援ショートステイ委託料 ・子ども家庭相談システム借上料及び保守委託 【児童虐待対応強化専門相談員…2名（3,288,000円）】 					
予算書P（令和3年度）	P175 8-4	執行実績報告書P（令和2年度）			P115 5		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	児童虐待相談対応実施人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目標				
				実績	540	488	602	773
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標						
		実績	1036					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	本事業については、目標値を設定するものではなく、児童虐待相談対応の人数の多寡で評価することが適当でない事業である。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	新規受理件数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
			目標					
			実績	256	273	379	503	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標							
	実績	734						
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業については、目標値を設定するものではなく、児童虐待相談対応の人数の多寡で評価することが適当でない事業である。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	子育て支援総合センター職員の人材育成を継続的に行い、積極的な研修の受講や専門職からの指導・助言を受け、今後も児童虐待対応力の向上を図っていく。

課題・問題点

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる	部内優先順位
事 業 名	養育支援訪問事業		2
目 的	要支援家庭等に対し、個別設定した目標に基づき、適切な養育の支援を行うことにより、保護者が安心して子どもを養育できる状態を確保する。		主管課・係（担当）
			子育て支援総合センター 03-5630-6351
対 象 者	特に支援が必要な要保護、要支援家庭。		
根 拠 法 令 関 連 計 画	児童福祉法、養育支援訪問事業実施要項		
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤1名、子育てサポーター（ほっとサポーター）
事 業 内 容	<p>養育支援訪問事業が必要と判断した家庭に対して、関係機関から本事業を紹介して利用を促す。対象家庭からの申請に応じて問題、課題を把握する。</p> <p>(1)相談・指導・・・子育て支援総合センター、保健センター。 (2)家事援助・育児援助・・・子育て支援総合センターが認定した民生委員、子育てサポーター（ほっとサポーター）による訪問。</p>		
経 過	開始年度	平成22年度	終了予定 予定なし
	<p>平成22年4月 墨田区養育支援訪問事業実施要綱制定 平成22年9月 養育支援訪問事業開始 令和 2年4月 事業一部委託開始</p>		
議 会 質 問 の 状 況			
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		636	836	830	758	1,098	1,153
A.決算額（令和3年度は見込み）		259	162	239	280	1,098	1,153
財 源	国	86	54	276	276	366	
	都	86	54	276	276	366	
	その他						
一般財源		87	54	-313	-272	366	1,153
執行率（%）		40.7%	19.4%	28.8%	36.9%	100.0%	100.0%
B.人コスト				9,843	1,748	8,821	
総事業決算額（A+B）		259	162	10,082	2,028	9,919	
主な事業費用の説明		委託料（一部） 人件費・事務費 研修費用 訪問員委託費					
予算書P（令和3年度）	P174 8-2（8）	執行実績報告書P（令和2年度）			P114 2（8）		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	養育支援訪問実施件数				単 位	兼
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		8	37	目 標	14	13	11	10
				実 績	14	12	12	16
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	10	9	9	8	8	8	
	実 績	26						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	要保護・要支援家庭数に応じ、事務事業が効果的に運営されていることが確認できるため、目標値については、要支援家庭及び要保護家庭の件数が少ない状態が望ましい。しかし、そのような家庭の発見率は、高めていく必要がある。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	養育支援訪問実施延べ回数				単 位	回
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
82		37	目 標	139	125	113	101	
			実 績	139	72	107	169	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標	91	82	82	82	82	82		
実 績	182							
指標の選定理由及び目標値の理由								
目標値については、要支援家庭及び要保護家庭へ支援する日数が少ない状態が望ましいが、必要な家庭には十分な支援を行うことが欠かせない。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	令和2年度から、利用者とサポーターのマッチングやサポーター養成研修を訪問型保育事業者へ委託を開始した。

課題・問題点

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる	部内優先順位
事 業 名	要保護児童対策地域協議会運営経費		3
目 的	要保護児童の早期発見及び適切な保護並びに要保護児童及びその保護者への適切な支援を図るため「要保護児童児童対策地域協議会」を運営し、児童虐待防止のために必要な連携体制を強化する。		主管課・係(担当)
			子育て支援総合センター 03-5630-6351
対 象 者	要支援児童及びその保護者若しくは特定妊婦等		
根 拠 法 令 関 連 計 画	墨田区要保護児童対策地域協議会設置要綱 児童虐待防止等に関する法律		
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 主査2、常8、非常勤6
事 業 内 容	協議会代表者会議・実務者会議及びひろばネット(子育てひろば児童館を中心とした地域ネットワーク)(23年度より)の開催及び講演会・講習会・事例検討会等の開催を予定。 令和2年度実績 講演会1回 代表者会議 2回、実務者会議 4回、個別ケース検討会議 53回、 他機関開催個別ケース検討会議 25回、ひろばネット 0回 虐待防止・虐待再発防止親支援プログラムの実施 ・「マザー&チャイルドグループ(ing)」1回(2日間) ・CARE(心理教育的介入プログラム)1回(3日間) ・児童虐待防止月間啓発活動 すみだまつり(錦糸公園)中止		
経 過	開始年度	平成23年度	終了予定 予定なし
	平成14年5月 子どもを守るためのネットワーク協議会設置 平成18年11月 墨田区要保護児童対策地域協議会設置 平成19年4月に開設された「墨田区子育て支援総合センター」を要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関とのさらなる連携と体制強化を図っている。		
議 会 質 問 の 状 況			
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		1,229	1,232	1,232	1,463	2,719	1,191
A.決算額(令和3年度は見込み)		941	849	877	1,163	2,719	1,191
財 源	国						
	都	246	267	266	266	298	
	その他						
一般財源		695	582	611	897	2,421	1,191
執行率(%)		76.6%	68.9%	71.2%	79.5%	100.0%	100.0%
B.人コスト				19,687	16,602	35,287	
総事業決算額(A+B)		941	849	20,564	17,765	38,006	
主な事業費用の説明		要保護児童対策地域協議会運営経費 代表者会議、実務者会議委員報酬 スーパーバイズ講師謝礼・会場使用料 消耗品購入費等					
予算書P(令和3年度)	P174 8-2 (2)	執行実績報告書P(令和2年度)			P113 2 (2)		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	代表者会議及び実務者会議回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		6	37	目 標	5	5	5	5
				実 績	5	5	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
	目 標	6	6	6	6	6	6	
	実 績	6						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	代表者会議及び実務者会議は、構成する委員が変更となることがあるので、定期的を開催する必要があり、回を重ねることにより、より効果的な会議運営や支援の合意形成ができています。また、組織的な認知度も高まっています。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	個別ケース検討会議回数				単 位	回
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
			目 標					
			実 績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目 標								
実 績								
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業については、目標値を設定するものではなく、虐待受理件数や個別ケース検討会議の開催回数の多寡で評価することが適当でない事業である。虐待件数が少ないことが望ましいが、ケースを連携して見守るための会議は、積極的に行われることが望ましい。他の関係機関が開催する会議への参加も含め、児童虐待防止対策が地域での見守り体制の充実につながっていると考えられる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	児童虐待ケースが増加している状況に鑑み、要保護児童対策地域協議会の役割は重要であり、本協議会を中心に今後もより一層の連携強化を関係機関と図っていく。

課題・問題点

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる			部内優先順位
事 業 名	ひとり親家庭等の医療費の助成				4
目 的	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成し、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図る。				主管課・係（担当）
					子育て支援課児童手当・医療助成係 03-5608-1439
対 象 者	ひとり親家庭の父又は母及び児童、養育者及び養育者が養育するひとり親家庭等の児童 ・児童とは、18歳に達した日の属する年度の末日までの者又は20歳未満で障害の状態にある者をいう。 ・ひとり親家庭等とは、次のいずれかに該当する児童の父又は母がその児童を監護する過程をいう。 ①父母が婚姻を解消、②父又は母が死亡、障害の状態、生死が明らかでない、婚姻によらない懐胎等				
根拠法令	墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例				
実施基準	都基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1
事業内容	医療機関で支払う医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成。 ①住民税が本人と扶養義務者とともに非課税（自己負担なし） ②住民税が本人と扶養義務者のいずれかに課税（1割の自己負担あり）				
経 過	開始年度	平成2年度	終了予定		
	<p>[平成2年4月] ひとり親家庭医療費助成制度開始</p> <p>[平成6年10月] 健康保険法等の改正により、入院時食事療養費標準負担額を助成対象とした。</p> <p>[平成9年9月] 健康保険法等の改正により、薬剤一部負担金を助成対象とした。</p> <p>[平成11年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き下げた。（扶養親族1人の場合1,920千円）</p> <p>[平成13年1月] 老人保健法の規定による一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）入院時食事療養費標準負担額を対象者の負担とした。</p> <p>[平成14年10月] 老人保健法の一部改正にあわせ、一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）を定額制から定率1割負担とした。</p> <p>[平成15年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得制限を引き上げるとともに、所得範囲に養育費を含めることとした。（扶養親族1人の場合2,300千円）</p> <p>[平成16年1月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、所得の範囲に児童自身が受け取った養育費を含めることとした。</p> <p>[平成18年1月] ひとり親家庭医療費助成制度の名称を障害者家庭や養育者の家庭等も含むことに考慮し、ひとり親家庭等医療費助成制度に改定した。</p> <p>[平成18年10月] 障害者自立支援法が児童福祉施設に適用されたことにより、制度の対象者に、契約により入所したのも含める。</p> <p>[平成20年4月] 老人保健法の一部改正にあわせ、一部負担金に相当する額（課税世帯のみ）は、準拠する。</p> <p>[平成21年4月] 児童福祉法の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業に従事している者及び行う者に委託されている者を制度の対象外とした。</p> <p>[平成24年8月] 児童扶養手当制度の改正に準拠して、DV法による保護命令を受け、ひとり親家庭となったケースについては、対象とする。</p> <p>[平成30年8月] 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に準拠して、ひと月あたりの自己負担上限額を改定した。</p> <p>[令和元年8月] 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正に準拠して、ひと月あたりの自己負担上限額を改定した。</p>				
議会質問の状況					
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 11月1日～11月30日 現況届受付期間				

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		87,024	88,319	87,032	85,887	81,329	77,702
A.決算額（令和3年度は見込み）		86,647	81,045	76,883	74,304	65,230	77,702
財 源	国						
	都						
	その他	100	100	100	100	100	100
一般財源		86,547	80,945	76,783	74,204	65,130	77,602
執行率（%）		99.6%	91.8%	88.3%	86.5%	80.2%	100.0%
B.人コスト				39,374	17,476	8,822	
総事業決算額（A+B）		86,647	81,045	116,257	91,780	74,052	
主な事業費用の説明		医療費（扶助費） 審査支払委託料（国保連・支払基金）					
予算書P（令和3年度）	P138 19	執行実績報告書P（令和2年度）			P74 18		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		—		目標		—	—	—
				実績	32333	30311	29593	28375
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	—	—	—	—	—	
		実績	23970					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	対象者の疾病又は負傷について、医療保険による療養の給付が行われた場合に、医療費を助成した件数を把握する。なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	助成対象者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
—			目標		—	—	—	
			実績	2414	2283	2253	2090	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標	—	—	—	—	—		
	実績	1997						
指標の選定理由及び目標値の理由								
ひとり親家庭等の対象者からの申請に基づき認定を行うため、対象者数を把握する。なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	ひとり親家庭等の支援は、手当支給による経済的な下支えを含め、医療機関への受診機会を充実させることが必要不可欠である。

課題・問題点
複雑な家庭事情を抱えた申請者も少なくなく、申請者の現状を傾聴しながら、ひとり親家庭等を支援していく。

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる	部内優先順位		
事 業 名	(特別)児童扶養手当支給事務		5		
目 的	【児童扶養手当】 児童福祉・母子福祉の増進及び生活の安定 【特別児童扶養手当】 児童福祉・障害福祉の増進及び生活の安定		主管課・係(担当)		
			子育て支援課		
			03-5608-1439		
対 象 者	【児童扶養手当】 18歳の年度末まで(一定以上の障害を有する場合は20歳未満)の児童を監護養育するひとり親家庭等 【特別児童扶養手当】 一定以上の障害を由する20歳未満の児童を監護養育する家庭				
根 拠 法 令	【児童扶養手当】 児童扶養手当法 【特別児童扶養手当】 特別児童扶養手当法				
実 施 基 準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤4・会計年度任用職員2
事 業 内 容	【児童扶養手当】 離婚・死別等により父又は母のいない18歳の年度末まで(一定の障害を有する場合は20歳未満)の児童を監護養育する者に対し、申請に基づいて手当を支給する。 【特別児童扶養手当】 一定以上の障害(身障手帳3級・愛の手帳3度程度以上の障害を有するか、疾病等により同等の状態)にある20歳未満の児童を監護養育する者に対し、申請に基づいて手当を支給する。				
経 過	開始年度	昭和37年度	終了予定	令和7年度	
	◆児童扶養手当 昭和37年 児童扶養手当法施行 平成14年 児童扶養手当事務が都から区へ移譲される 平成22年 母子家庭へ支給対象拡大(8月) 平成26年 手当と公的年金等の併給制限の見直し 平成30年 支給制限に関する所得の算定方法の変更 平成31年 支払回数の変更(年3回から年6回へ) 令和2年 障害基礎年金等の併給制限と支給制限に関する所得の算定方法の変更 ◆特別児童扶養手当 昭和39年 重度精神薄弱児童扶養手当法により発足 昭和41年 特別児童扶養手当法施行				
議 会 質 問 の 状 況	[平成29年3定] 児童扶養手当受給者を適切な支援につなげる体制の構築について [平成30年1定] 子育てワンストップサービスの拡充について				
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) R2年度から障害基礎年金等を受給している方の手当額算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更となる。それに伴い、事務処理手続き等も変更となるため、適切な処理が行えるよう職員の体制を整える必要がある。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		853,981	838,737	808,582	993,700	767,291	766,945
A.決算額(令和3年度は見込み)		837,865	829,210	806,544	987,955	741,556	766,945
財 源	国	277,561	275,989	266,307	329,263	244,278	255,699
	都						
	その他						200
一般財源		560,304	553,221	540,237	658,692	497,278	511,046
執行率(%)		98.1%	98.9%	99.7%	99.4%	96.6%	100.0%
B.人コスト				39,374	34,952	35,345	
総事業決算額(A+B)		837,865	829,210	845,918	1,022,907	776,901	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当額(扶助費) ・会計年度任用職員数(報酬額)…2名(2,510,000円) 					
予算書P(令和3年度)	P164 4(1)(2)	執行実績報告書P(令和2年度)		P100 4(1)(2)			

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	支給月数				単 位	月数
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
			7	目 標		-	-	-
				実 績	12	12	12	15
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	-					
		実 績	12					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	(特別)児童扶養手当は月額で支給しているため。 なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。 R1年度のみ支給回数の変更により15ヵ月となった。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	(特別)児童扶養手当受給者数 ※()内数値は特別児童扶養手当受給者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
		7	目 標	-	-	-	-	
			実 績	1719(206)	1653(209)	1588(193)	1483(189)	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目 標	-						
	実 績	1419(173)						
指標の選定理由及び目標値の理由								
申請に基づき受給資格の認定を行っているため。 なお、目標値については、支給目的等の趣旨に鑑み設定しないものとする。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	確立されたシステムにより滞りなく事務を行っている。支給する手当額がほかの手当や給付金と比較して高いため、受給者の生活の安定に寄与している。複雑な事情を抱えている申請者が増えているため、申請者の状況をよく聴き取ったうえで、支援をしていく必要がある。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍のひとり親家庭等の相談件数が年々増加している。職員は複雑なケースに対応する必要があり、それに伴って事務量が増加している。 ・ひとり親家庭等になったとき、なくなったときの把握が困難である。

施 策	463	支援が必要な子ども・若者が安心して暮らせるしくみをつくる			部内優先順位
事 業 名	児童相談所開設に向けた段階的な体制整備事業				6
目 的	児童相談行政のあり方について検討するとともに、専門性を備えた人材の確保・育成を図り、児童虐待の予防、防止への対応力の強化について段階的に体制整備する。				主管課・係(担当)
					子育て政策課子ども・家庭支援連携強化担当 03-5608-1582
対 象 者	0歳～18歳未満の子どもとその家庭				
根 拠 法 令 関 連 計 画	児童福祉法				
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所開設に必要な人材(児童福祉司、児童心理司等)の確保、育成 ●墨田区児童相談所移管準備検討委員会の運営 ●児童相談所機能設置に向けた講演会、勉強会の開催 ●先行設置自治体の情報収集、特別区全体での課題共有と解決 ●東京都児童相談所との連携強化 				
経 過	開始年度	令和元年度	終了予定		
	<p>国・東京都の経過</p> <p>[H28]児童福祉法等の一部改正 特別区で児童相談所の設置が可能になった</p> <p>[H30]児童虐待防止総合強化プラン(新プラン)</p> <p>児童福祉司の配置基準:人口4万人に1人から3万人に1人に変更</p> <p>墨田区の経過</p> <p>[H25]墨田区児童相談所移管準備検討委員会を設置</p> <p>[H25～28]子育て支援総合センターにて事務取扱</p> <p>[H29]子育て政策課に事務移管</p>				
議 会 質 問 の 状 況	<p>R1.9月議会 しもむら区議 「設置に係る経費(財調)について」</p> <p>R1.9月議会 はら区議 「新保健施設における児相の役割について」</p> <p>R2.2月議会 としま区議 「設置に対する区の考え方、スケジュール、経費について」</p> <p>R3.2月議会 しもむら区議 「新保健施設に整備する児相機能について、財源、先行区から見えてきた課題」</p>				
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年児童福祉法改正を受けて、練馬区を除く22区が児童相談所設置を表明 ・令和2年4月 世田谷区児童相談所、江戸川区児童相談所が開設、7月 荒川区児童相談所が開設 ・令和3年4月 港区児童相談所が開設 				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)					179	567	666
A.決算額(令和3年度は見込み)					174	527	666
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		0	0	0	174	527	666
執行率(%)		#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	97.2%	92.9%	100.0%
B.人コスト					17,476	17,644	
総事業決算額(A+B)		0	0	0	17,650	18,171	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談のあり方検討会議の開催(アドバイザーの設置) ・職員及び関係機関向け勉強会及びDVD上映会の開催 ・里親の普及啓発 					
予算書P(令和3年度)	P167 1-27	執行実績報告書P(令和2年度)			P103 26(一部)		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	講演会、勉強会の参加延人数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
				目 標			200	200
				実 績			230	200
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目 標	250	250	250	250		
		実 績	170					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	児童相談業務への関心を高めるため実施している事業につき指標として選定し、関心度が一定の割合を保つことを目標値として設定した。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標					単 位	
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
			目 標					
			実 績					
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目 標							
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区民にとって適切な児童相談のあり方について検証を進め、一時保護所の整備を含め、児童相談所機能を付加する時期等について、令和3年度中に方向性を定める。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●設置に係る財政負担 ●専門的人材の確保 ●一時保護所の整備